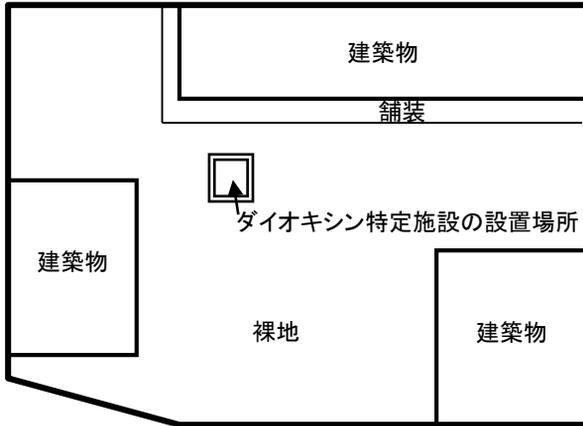
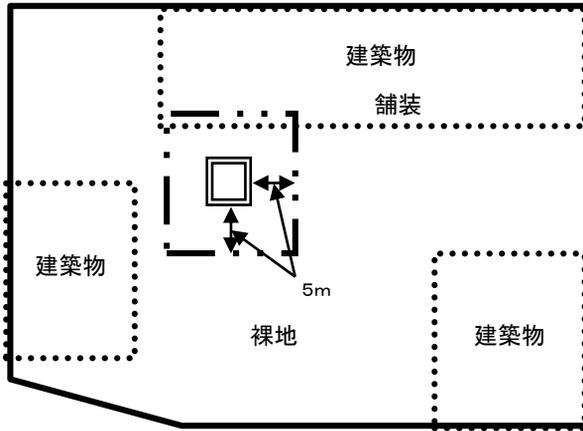


■ 調査対象地(例)



(注) 公有水面埋立地において埋立用材に由来するダイオキシン類の汚染のおそれがある場合には、埋立用材に由来する第二種特定有害物質の汚染のおそれがある場合の方法により調査を行う(資料1-1参照)。

1 土壌汚染のおそれの把握(規則第48条の5)

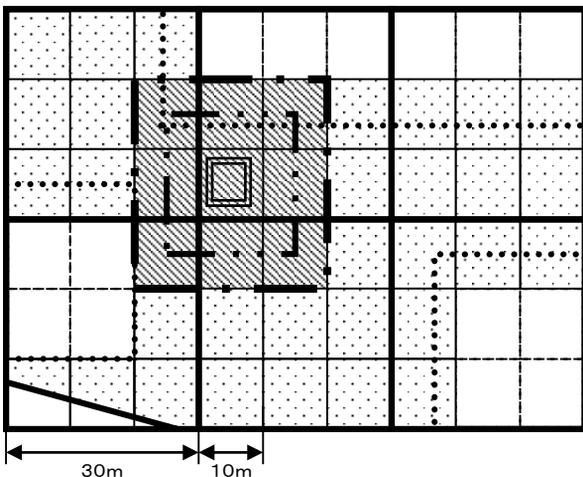


- ① 調査対象地を土壌汚染のおそれの区分に応じて分類する。
- a 汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地(汚染のおそれがある土地)
→ ダイオキシン特定施設等が設置されている土地及びその施設等から周辺5mまでの土地(cに分類される土地を除く)
 - b 汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地(汚染のおそれが少ない土地)
→ a及びc以外の土地
 - c 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地(汚染のおそれがない土地)
→ 施設供用時から建築物で隔離された土地等

汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地の範囲(a)

汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地の範囲(c)

2 区画の設定(規則第48条の6第4項)



- ① 他の管理有害物質と同様に調査対象地を区画する。
② 単位区画を土壌汚染のおそれの区分に応じて分類する。
- a 汚染のおそれがある土地に分類された土地を含む単位区画(汚染のおそれがある単位区画)
 - b 汚染のおそれが少ない土地に分類された土地を含む単位区画(汚染のおそれが少ない単位区画:一部対象区画)
 - c 全ての範囲が、汚染のおそれがない土地に分類された単位区画(汚染のおそれがない単位区画)
- ③ 汚染のおそれがある単位区画に分類された単位区画の全てを含むように、30メートル区画を分割する。この場合、分割する30メートル区画の数が、最も少なくなるように分割することができる。

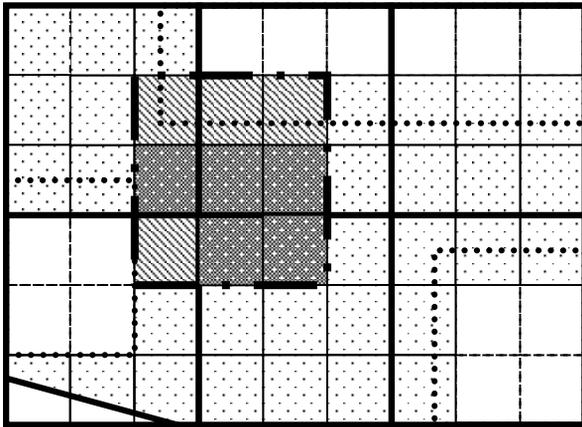
汚染のおそれがある土地を含む単位区画(a)
汚染のおそれが少ない土地を含む単位区画(b)

全ての範囲が汚染のおそれがない土地である単位区画(c)
30メートル区画
30メートル格子

3 試料採取等及び結果の評価

3-1 調査方法1

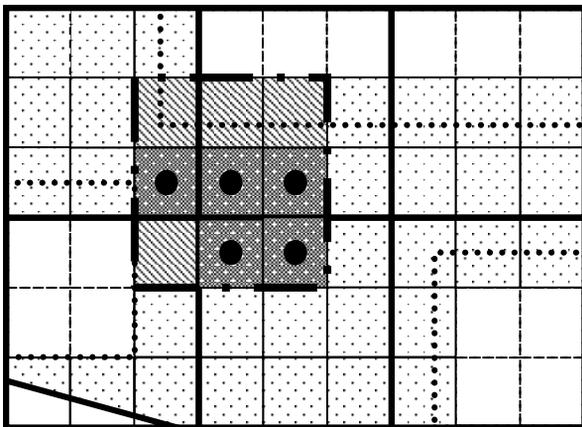
3-1-1(1) 試料採取等対象区画の選定(規則第48条の6第4項1号)



① 30メートル区画内にある汚染のおそれがある単位区画に分類された単位区画を、試料採取等の対象とする。

なお、試料採取等の対象とした単位区画が6以上の場合は、いずれか5つの単位区画を試料採取等の対象とし、5以下の場合は、全ての単位区画を試料採取等の対象とする。

3-1-1(2) STEP1-1 試料採取等の実施(規則第48条の8第5項)



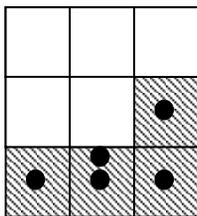
① 試料採取は、表層5cmまでの土壌を対象とする。

② 3-1-1(1)で試料採取等の対象とされた単位区画が5区画である場合には、各単位区画から採取した試料を同じ重量混合し、1つの試料を作成する。

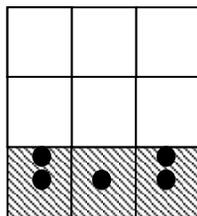
③ ②で作成した試料を、平成15年9月26日付け大阪府公告第128号で定める測定方法により測定する。

※ 試料採取等の対象とされた単位区画が4区画以下である場合は、下図を参照。

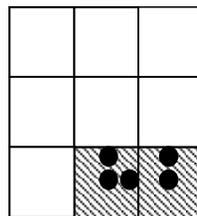
※ 試料採取等の対象とした単位区画が、4以下の場合の試料採取等の考え方(例)



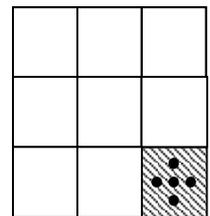
4区画の場合の例



3区画の場合の例

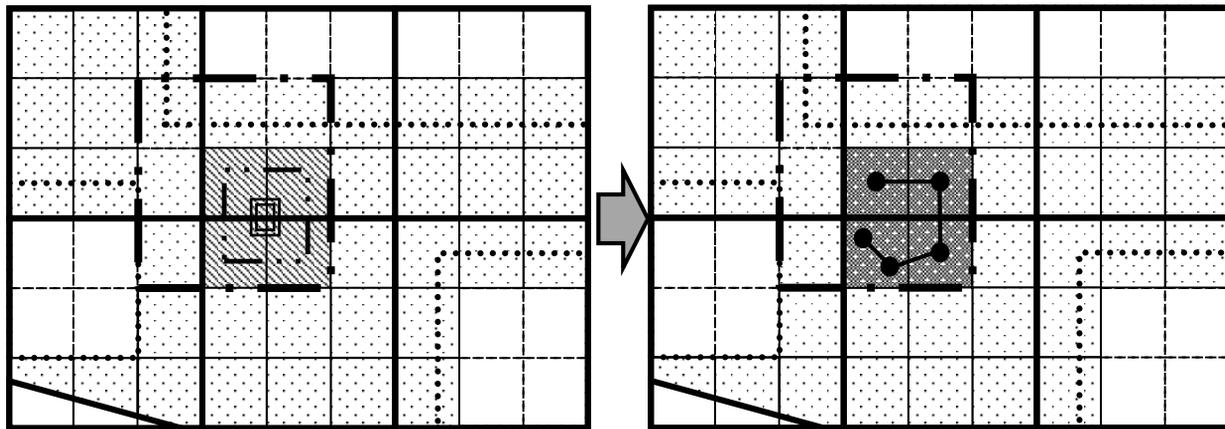


2区画の場合の例



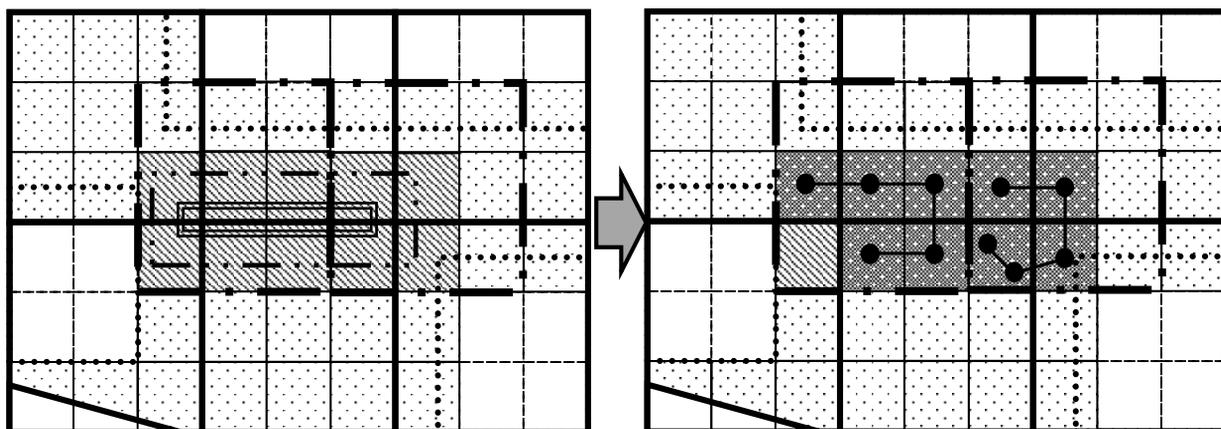
1区画の場合の例

※ 汚染のおそれがある単位区画と、STEP1-1の試料採取等の対象となる単位区画との関係



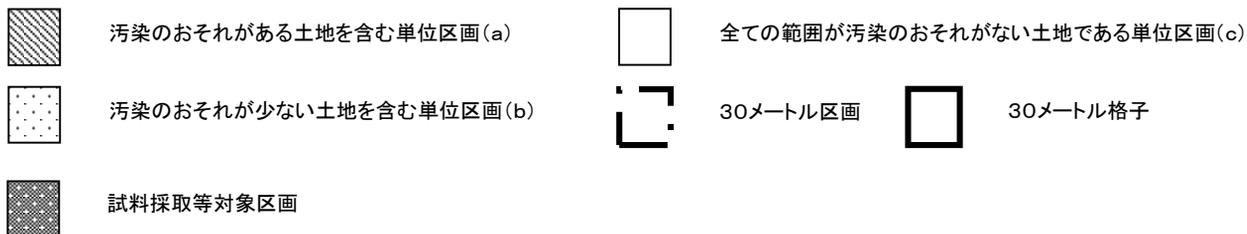
汚染のおそれのある土地の範囲が小さく、汚染のおそれのある単位区画が5以下で、すべて1つの30メートル区画に含まれる場合

→ すべての「汚染のおそれのある単位区画」が試料採取の対象となる。計5つの採取試料を等量混合して1つの試料とする。

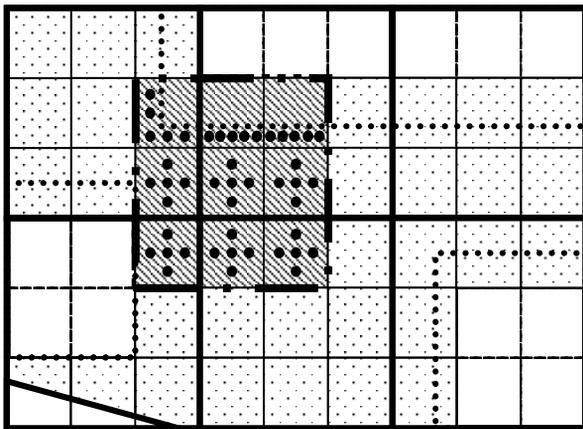


汚染のおそれのある土地の範囲が広く、汚染のおそれのある単位区画が2以上の30メートル区画に含まれる場合

→ それぞれの30メートル区画における「汚染のおそれのある単位区画」が試料採取の対象となる。各30メートル区画内において採取した5つの試料を等量混合して1つの試料とする。

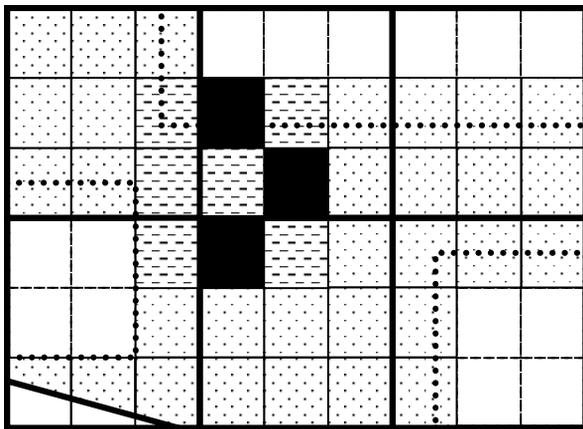


3-1-(3) STEP1-2 30メートル区画内の汚染範囲の確定(規則第48条の9第3項)



- ① 3-1-(2)③の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態が、ダイオキシン類含有量基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過した場合には、30メートル区画内にある汚染のおそれがある単位区画に分類された全ての単位区画を対象に単位区画ごとに5地点から試料を採取して同じ重量混合し、1つの試料を作成する。
(図の場合には、合計9つの試料を作成する)
- ② ①で作成した試料を3-1-(2)③と同様に測定する。

3-1-(4) 試料採取等の結果の評価(規則第48条の11第3項)

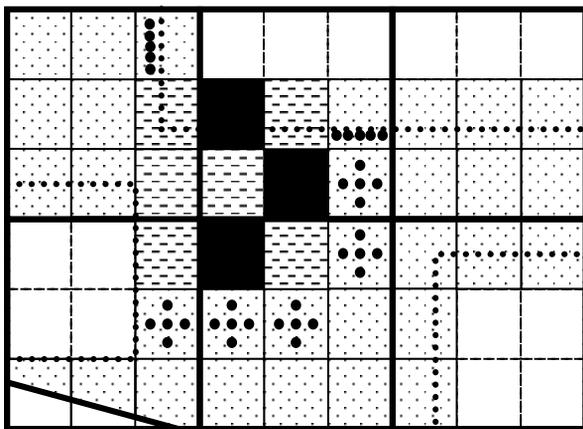


- ① 3-1-(3)②の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態が、ダイオキシン類含有量基準値を超過した単位区画を、ダイオキシン類について基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

 基準に適合しない汚染状態にある土地

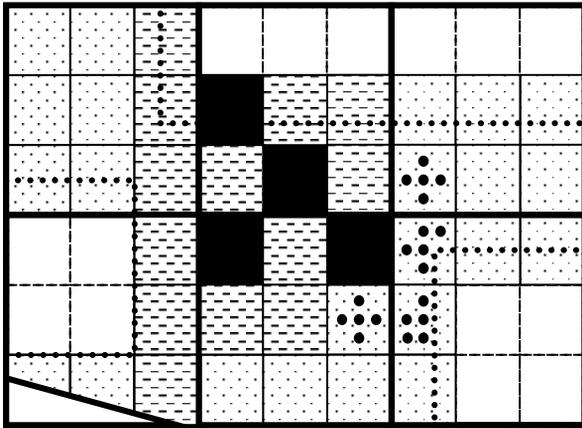
 基準に適合した土地

3-1-(5) 汚染状態にあるとみなされた土地周辺の試料採取等(規則第48条の12)



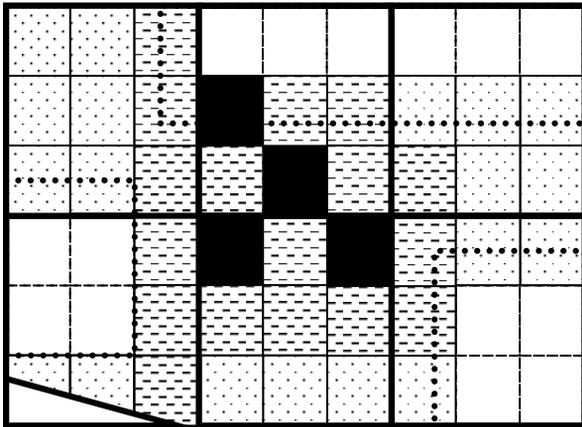
- ① 3-1-(4)①により基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされた単位区画に接する単位区画のうち、汚染のおそれが少ない単位区画に分類された単位区画について、3-1-(3)①及び②と同様に試料採取及び測定を行う。

3-1-(6) 3-1-(5)で汚染が判明した場合の追加調査



- ① 3-1-(5) ①の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態が、ダイオキシン類含有量基準値を超過した単位区画をダイオキシン類について基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- ② ①により基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされた単位区画に接する単位区画のうち、汚染のおそれが少ない単位区画に分類された単位区画について、3-1-(5) ①と同様に試料採取及び測定を繰り返す。

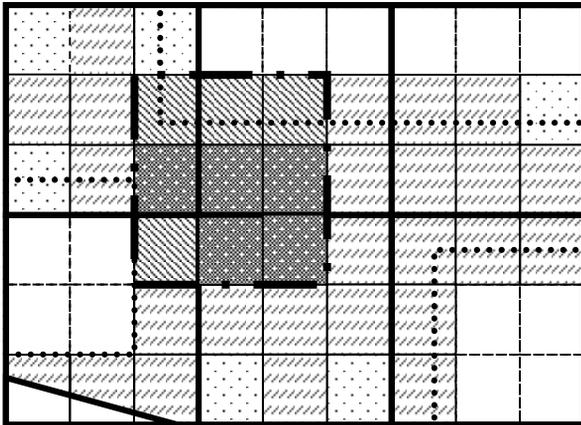
3-1-(7) 調査の終了



- ① 3-1-(6) ②の測定の結果、基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされた単位区画に接する単位区画のすべてが、基準に適合した場合には、調査を終了する。

3-2 調査方法2

3-2-1(1) 試料採取等対象区画の選定(規則第48条の6第4項2号)



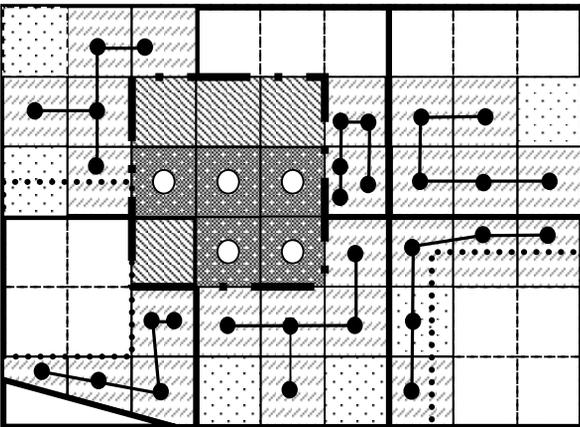
試料採取等対象区画
(30メートル区画内)

試料採取等対象区画
(30メートル格子内)

① 30メートル区画内にある汚染のおそれがある単位区画に分類された単位区画、及び30m格子内の一部対象区画を試料採取等の対象とする。

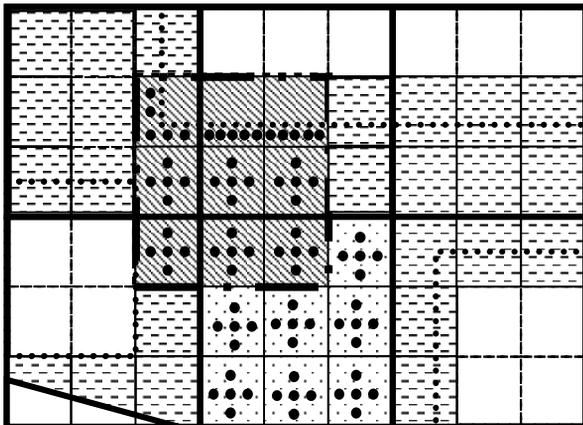
なお、試料採取等の対象とした単位区画が6以上の場合は、いずれか5つの単位区画を、5以下の場合は全ての単位区画を試料採取等対象区画とする。

3-2-1(2) STEP2-1 試料採取等の実施(規則第48条の8第5項1号)



① 試料採取等の対象とされた単位区画について、3-1-(2)①、②、③と同様に試料採取及び測定を行う。

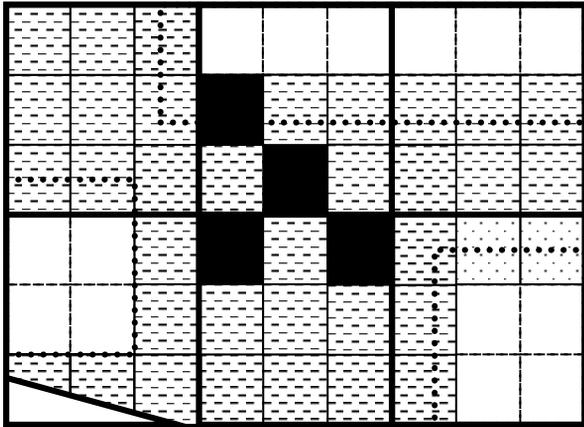
3-2-1(3) STEP2-2 30メートル区画及び30メートル格子内の汚染範囲の確定(規則第48条の9第4項)



① 3-2-1(2)①の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態がダイオキシン類含有量基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過した場合には、超過した30メートル区画及び30メートル格子内にある全ての試料採取等区画を対象に、単位区画ごとに5地点から試料を採取して同じ重量混合し、1つの試料を作成する。(図の場合には、合計16つの試料を作成する)

② ①で作成した試料を3-1-(2)③と同様に測定する。

3-2-(4) 試料採取等の結果の評価(規則第48条の11第3項)



① 3-2-(3)②の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態が、ダイオキシン類含有量基準値を超過した単位区画をダイオキシン類について基準に適合しない汚染状態にある土地とみなし、調査を終了する。



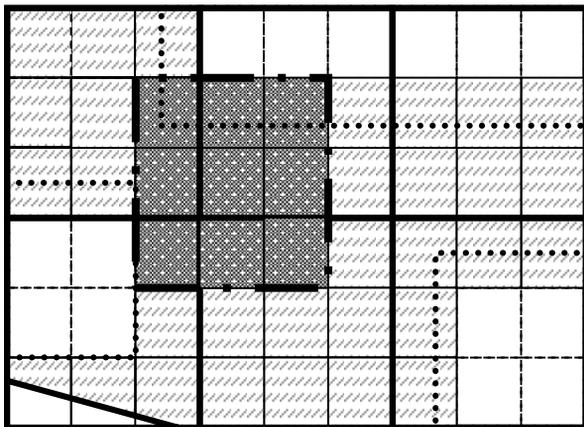
基準に適合しない汚染状態にある土地



基準に適合した土地

3-3 調査方法3

3-3-(1) 試料採取等区画の選定(規則第48条の6第5項)



① 汚染のおそれがある単位区画、及び一部対象区画の全ての区画を試料採取等の対象とする。

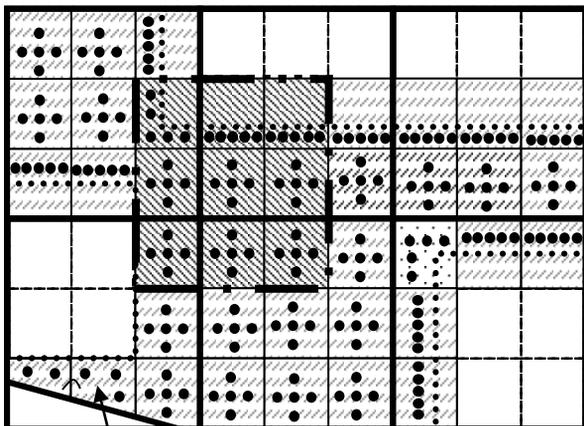


試料採取等対象区画
(30メートル区画内)



試料採取等対象区画
(30メートル格子内)

3-3-(2) 試料の採取(規則第48条の8第5項)

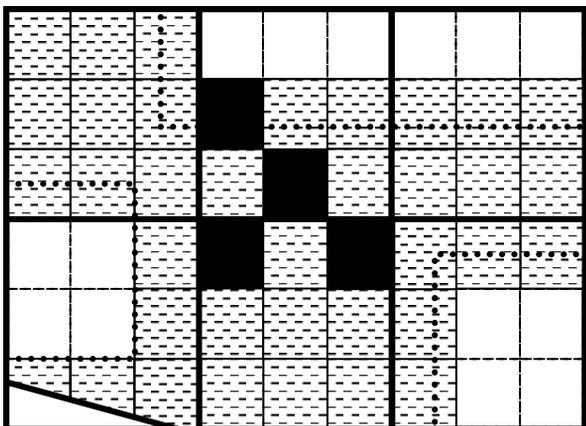


(統合区画)

① 全ての試料採取等区画を対象に、単位区画ごとに5地点から試料を採取して同じ重量混合し、1つの試料を作成する。(図の場合には、合計39つの試料を作成する)

② ①で作成した試料を3-1-(2)③と同様に測定する。

3-3-(3) 試料採取等の結果の評価(規則第48条の11第3項)



① 3-3-(2)③の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態がダイオキシン類含有量基準値を超過した単位区画をダイオキシン類について基準に適合しない汚染状態にある土地とみなし、調査を終了する。



基準に適合しない汚染状態にある土地



基準に適合した土地